

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

公安委員会規則

- 愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則 第8号 (住民サービス課) 2
の一部を改正する規則

人事委員会規則

- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 5-1378 (審査課) 3

労働委員会規則

- 愛知県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規則 第1号 (審査調整課) 3
の一部を改正する規則

収用委員会規程

- 愛知県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程 第1号 (収用委員会事務局) 4
の一部を改正する規程

告 示

- 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 第454号 (水大気環境課) 4

- 次期あいち経済労働ビジョン策定に係る基礎調査の実施 第455号 (産業政策課) 4

- 産業立地の促進のための不動産取得税の減税等に関する条例第2条第1項の規定に基づく区域及び事業の指定 第456号 (産業立地通商課) 5

- 道路の区域の変更 第457号 (道路維持課) 5

- 愛知県証紙条例に基づく売りさばき人の指定の一部改正 第458号 (会計局会計課) 5

警察本部告示

- 愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程 第2号 (住民サービス課) 5
の一部改正

選挙管理委員会告示

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 第52号 (選挙管理委員会事務局) 6

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称変更 第53号 (同) 6

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地変更 第54号 (同) 6

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し 第55号 (同) 6

- 愛知県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正 第56号 (同) 6

監査委員告示

○愛知県監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正 第2号 (監査委員事務局) 7

海区漁業調整委員会告示

○愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正 第7号 (海区漁業調整委員会) 7

内水面漁場管理委員会告示

○愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正 第3号 (内水面漁場管理委員会) 7

公 告

○土地改良区定款の変更認可 (刈谷土地改良区)	(農地計画課)	8
○土地改良事業計画書の縦覧	(同)	8
○森林法第189条の規定による掲示	(森林保全課)	8
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	8
○落札者等の公示	(企業庁総務課)	9
○教育情報通信ネットワーク機器に関する一般競争入札の実施	(I C T 教育推進課)	9

公安委員会規則

愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

愛知県公安委員会委員長 藤森利雄

愛知県公安委員会規則第八号

愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(令和五年愛知県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

「健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)」を削る。

様式第一(表)、様式第十二(表)及び様式第十九(表)中

を削る。

附 則

2 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人事労働規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則五一二七八

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年愛知県人事委員会規則五一九九）の一部を次のように改正する。
別表宮城県の項の次に次の一項を加える。

埼玉県	さいたま市	二級地
-----	-------	-----

別表神奈川県の項中「川崎市」を「横浜市 川崎市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

労働規則

愛知県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

愛知県労働委員会会長 森 美穂

愛知県労働委員会規則第一号

愛知県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

愛知県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（令和五年愛知県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

「健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」

を削る。

様式第一(表)、様式第十二(表)及び様式第十九(表)中

附 則

2 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の愛知県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

収用委員会規程

愛知県収用委員会規程第1号

愛知県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

愛知県収用委員会会長 久須本 かおり

愛知県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

愛知県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年愛知県収用委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2（表）、様式第13（表）及び様式第19（表）中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

告 示

愛知県告示第454号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

形質変更時要届出区域	土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
豊川市一宮町上新切450番の一部で次の図に示す区域（面積500.86m ² ）	ふつ素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び東三河総局県民環境部環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第455号

愛知県統計調査条例（平成20年愛知県条例第49号）に基づき、次期あいち経済労働ビジョン策定に係る基礎調査を次のように実施する。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

1 調査の名称

次期あいち経済労働ビジョン策定に係る基礎調査

2 調査の目的

令和7年末に策定予定である次期あいち経済労働ビジョンの策定に必要な基礎データを収集することを目的とする。

3 調査対象の範囲

愛知県内全域

4 報告を求める者

愛知県内に本社を有する企業約2,000社

5 報告を求める事項及びその基準となる期日

（1）報告を求める事項

主要な業種、資本金、従業員数、経営者の年齢、収益の状況、利益及び手元資金の使途、取引先への依存度、海外売上高の比率、経営上の課題、イノベーション活動に向けた取組状況、事業進出又は投資を考えている事業分野、新たな事業を実施するまでの課題、DX及びデジタル化の推進の状況、課題及び障壁、デジタル人材の不足の状況、確保に当たっての課題及び確保の方針、労働生産性の向上に向けた取組、愛知県を事業拠点としていることのメリット及びデメリット、人手不足の影響及び対応策、外国人、高齢者及び障害者の雇用促進のために必要な行政の支援策、育児、介護又は治療との両立が困難

であることを理由に退職した従業員の有無、メンタルヘルスの不調により休職し、又は退職した従業員の有無、従業員の副業又は兼業の認定の形態及び認定に当たっての課題、副業又は兼業により人材を受け入れる上での課題、従業員のリスクリミングの取組の状況及び従業員のリスクリミングを進めるに当たっての課題、海外展開に係る現在の取組状況並びに今後の意向及び課題、後継者の決定の状況並びに事業承継を行う上での課題又は支障

(2) (1)の事項の基準となる期日

令和6年12月1日

6 報告を求めるために用いる方法

郵送で専用のウェブページを通知し、当該ウェブページへのアクセス及び回答を求ることにより行う。

7 報告を求める期間

令和6年12月2日から同月20日まで

愛知県告示第456号

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例（平成14年愛知県条例第5号）第2条第1項の規定に基づき知事が指定する区域及び事業を次のように指定した。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

区域の名称	区 域	事 業
あま方領	あま市方領北ノ川、東七ノ坪、五反地及び上川端の別図に示す区域	製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品貿易業のうち不動産貿易業・管理業及び学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関

（「別図」は省略し、その図面を愛知県経済産業局産業部産業立地通商課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

愛知県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		新	旧	区 間	敷地の幅員
県道	田峯東大見線	旧		豊田市御内町字棚平36番1地先から同字東田36番3地先まで	m 3.1～8.1
		新		同	km 0.481 5.9～19.2

愛知県告示第458号

平成25年愛知県告示第223号（愛知県証紙条例に基づく売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、令和6年12月2日から施行する。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

「愛知県交通安全協会岡崎支部」を「岡崎幸田交通安全協会」に改める。

警察本部告示

愛知県警察本部告示第2号

愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年愛知県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

愛知県警察本部長 鎌田徹郎

第19条第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2（表）、様式第13（表）及び様式第19（表）中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附則

1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求

書の用紙は、改正後の愛知県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設として、令和6年11月18日次のように指定をした。

令和6年11月29日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

名 称	所 在 地
ナーシングホーム らもーれ南	名古屋市南区堤町一丁目48番地

愛知県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定した施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のように名称の変更があった。

令和6年11月29日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

名 称 変 更 前	所 在 地 変 更 後	地
		在
大須病院	重工大須病院	名古屋市中区松原二丁目17番5号

愛知県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定した施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のように所在地の変更があった。

令和6年11月29日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

名 称	所 在 地 変 更 前	地
		在
ベティさんの家	知多郡東浦町大字生路字門田93番地	知多郡東浦町大字石浜字飛山池上15番地246

愛知県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定した施設の長が不在者投票管理者となる次の施設について、令和6年11月18日指定の取消しをした。

令和6年11月29日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

名 称	所 在 地
中京病院附属介護老人保健施設	名古屋市南区三条1丁目1番10号
重工記念病院	名古屋市熱田区外土居町7番8号

愛知県選挙管理委員会告示第56号

愛知県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年愛知県選挙管理委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

第19条第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2（表）、様式第13（表）及び様式第19（表）中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- この規程は、令和6年12月2日から施行する。
- この規程の施行の際現に改正前の愛知県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止

請求書の用紙は、改正後の愛知県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

監査委員告示

愛知県監査委員告示第2号

愛知県監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年愛知県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

愛知県監査委員	前田	貢
同	山内	和雄
同	小川	淳
同	いなもと	仁
同	島倉	誠

第19条第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2（表）、様式第13（表）及び様式第19（表）中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

海区漁業調整委員会告示

愛知海区漁業調整委員会告示第7号

愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年愛知海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下三千男

第19条第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2（表）、様式第13（表）及び様式第19（表）中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

内水面漁場管理委員会告示

愛知県内水面漁場管理委員会告示第3号

愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年愛知県内水面漁場管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 田村憲二

第19条第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2（表）、様式第13（表）及び様式第19（表）中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に

かかわらず、当分の間、使用することができる。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、刈谷土地改良区定款の変更を令和6年11月29日認可した。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を変更したので、次のように変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

1 県営土地改良事業（かんがい排水事業 神野新田地区）

(1) 期間

令和6年12月2日から令和6年12月27日まで

(2) 場所

豊橋市役所

2 県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業 今川今岡地区）

(1) 期間

令和6年12月2日から令和6年12月27日まで

(2) 場所

刈谷市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を新城市役所に掲示した。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	所在が不明である通知の相手方
新城市下吉田字浦沢59の2	杉山 陽治
同 四谷字峠1377の1	古田縫太郎
新城市四谷字峠1377の1及び1383の1	小野田清吉
同	小野田藤一郎
同	近藤 えみ
新城市四谷字峠1383の1	古田寿美枝
同	小野田友次郎
新城市四谷字峠1403	今泉幸市郎
同 作手保永字打木80の1及び80の3	西郷 義男

2 通知の要旨

令和6年愛知県告示第336号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
5知建 59-50	令和 6.3.11	戸田不動産有限会社 取締役 戸田 宏和	知多郡東浦町大字緒川字寿久茂 168	知多市八幡字東大平地30ほか23 筆の全部並びに29及び39の各一部

6西建 44-17	6. 8. 2	株式会社ハウスジャパン 代表取締役 田村 孝志	高浜市神明町七丁目13-38	高浜市稗田町六丁目 6-3
6尾建 96-27	6. 5. 23	株式会社山実 代表取締役 山田 久美	一宮市白旗通 4-17	愛知郡東郷町大字春木字下鏡田 446-675ほか4筆
6尾建 96-51	6. 7. 5	株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄 豪治	一宮市東出町 7-1	あま市七宝町鯰橋五丁目18ほか 2筆
6西建 44-14	6. 7. 22	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行	東京都西東京市北原町三丁目 2- 22	高浜市碧海町四丁目 6-11ほか 6筆
6知建 59-31	6. 9. 12	株式会社加藤連合建設 代表取締役 水野 貴之	知多郡阿久比町大字卯坂字栗ノ木 谷20-8	知多市日長字辰新田 1-3 ほか 4筆、字坂ブタ 1-1 及び字丸 根 1-3

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和6年11月29日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 坂田 一亮

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

愛知県企業庁管理部総務課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続

⑥入札公告を行った日

①愛知県企業庁財務システム用サーバ等機器の賃貸借 一式 ②令和6年10月25日 ③東京都千代田区神田練塀町3番地 F L C S 株式会社 ④170,153,280円 ⑤一般競争入札 ⑥令和6年9月10日

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和6年11月29日

愛知県知事 大村秀章

1 調達内容

(1) 賃借案件の名称及び数量
教育情報通信ネットワーク機器 一式

(2) 賃借案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 賃借期間
令和7年3月27日（木）から令和12年3月26日（火）まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 納入場所
入札説明書で示す場所とします。

(5) 入札方法
ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「I C カード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に關

する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結) 1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)「03. 役務の提供等」のうち「08. コンピュータサービス」又は「11. リース・レンタル」に登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、知事が定める資格(事業所の所在地に関する必要な資格を除く。)を有する者であること。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書の提出日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和6年11月29日(金)から令和6年12月11日(水)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和6年12月17日(火)午前9時から午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

(3) 開札の日時及び場所

令和6年12月18日(水) 午前10時

愛知県教育委員会事務局教育部ICT教育推進課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県教育委員会事務局教育部ICT教育推進課振興・ネットワークグループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8534)

電話(052)954-7462

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(4)の資格を有することを証明する書類を令和6年11月29日(金)午後3時から令和6年12月11日(水)午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。)。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録(電子契約書)を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Wireless access points and Network hubs, 1 set

(2) Bidding period: 9:00 a.m., December 17, 2024 - 17:00 p.m., December 17, 2024

(3) Contact point for the notice: ICT Education Division, Aichi Prefectural Board of Education

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8534 Japan

Tel. 052-954-7462